

秦野市伊勢原市環境衛生組合議会個人情報の保護に関する条例の
一部を改正することについて

秦野市伊勢原市環境衛生組合議会個人情報の保護に関する条例の一部を別紙
のとおり改正するものとする。

令和 7 年 3 月 2 5 日提出

提出者	秦野市伊勢原市環境衛生組合議会議員	今野 康敏
賛成者	同	中村 英仁
同	同	田中めぐみ
同	同	福森 真司
同	同	今井 実
同	同	阿蘇 佳一
同	同	山田 昌紀
同	同	安藤 玄一
同	同	長嶋 一樹

提案理由

「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 6 号）」の施行に伴い、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」が改正され、同法第 2 条に新たに第 8 項が新設されたことにより、条例で引用する同法の条項に移動が生じたため、これを改正するとともに、字句の整理を行うものです。

秦野市伊勢原市環境衛生組合条例第 号

秦野市伊勢原市環境衛生組合議会個人情報の保護に関する条例の
一部を改正する条例

秦野市伊勢原市環境衛生組合議会個人情報の保護に関する条例（令和４年秦野市伊勢原市環境衛生組合条例６号）の一部を次のように改正する。

第１３条第５項中「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号。以下この項において「番号利用法」という。）第２条第８項」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号。以下この項において「番号利用法」という。）第２条第９項」に改め、「及び第３０条」を削り、同項の表第３９条第１項第１号の項中「番号利用法第２条第９項」を「番号利用法第２条第１０項」に改める。

第１８条第２項第１号中「又は報酬、福利厚生」を「若しくは報酬若しくは福利厚生」に、「その他」を「又は」に改める。

第１９条第１項中「議会の保有する」を削り、同条第２項中「以下この章においてこれらの者を「代理人」という」を「以下「代理人」と総称する」に改め、「この章及び第４９条において」を削る。

第２８条第２項中「この章において」を削る。

第３２条第２項中「この章及び第４９条において」を削る。

第３３条第３項中「この章において」を削る。

第３９条第１項ただし書中「この章において」を削り、同条第２項中「この章及び第４９条において」を削る。

第４０条第３項中「この章において」を削る。

第４９条中「保有個人情報の特定」を「保有個人情報の特定に資する情報の提供」に改める。

附 則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

議提議案第 1 号 秦野市伊勢原市環境衛生組合議会個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

網かけ部分以外は、字句の整理によるものです。

新			旧		
(利用及び提供の制限)			(利用及び提供の制限)		
第 1 3 条 (略)			第 1 3 条 (略)		
2 - 4 (略)			2 - 4 (略)		
5 保有特定個人情報（職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号。以下この項において「番号利用法」という。）第 2 条第 9 項に規定する特定個人情報をいう。）で、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、行政情報に記録されているものに限る。）に関しては、第 2 項第 2 号から第 4 号までの規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。			5 保有特定個人情報（職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号。以下この項において「番号利用法」という。）第 2 条第 8 項に規定する特定個人情報をいう。）で、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、行政情報に記録されているものに限る。）に関しては、第 2 項第 2 号から第 4 号まで及び第 3 0 条の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。		
(略)			(略)		
第 3 9 条 第 1 項第 1 号	(略)	第 1 3 条第 5 項の規定により読み替えて適用する同条第 1 項及び第 2 項（第 1 号	第 3 9 条 第 1 項第 1 号	(略)	第 1 3 条第 5 項の規定により読み替えて適用する同条第 1 項及び第 2 項（第 1 号

に係る部分に限る。)の規定に違反して利用されている場合、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されている場合又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号利用法第2条第10項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されている場合

(略)

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第18条 (略)

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

に係る部分に限る。)の規定に違反して利用されている場合、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されている場合又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号利用法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されている場合

(略)

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第18条 (略)

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

(1) 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルで、専らその人事、議員報酬、給与若しくは報酬若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準じる事項を記録するもの（議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）

(2)－(8) (略)

3 (略)

(開示請求権)

第19条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第28条 (略)

2 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第25条第1項の決定（以下「開示決定」という。）に先立ち、その第三者に対し、議長が定めるところにより、開示請求に係るその第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を書面により

(1) 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルで、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準じる事項を記録するもの（議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）

(2)－(8) (略)

3 (略)

(開示請求権)

第19条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、議会の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下この章においてこれらの者を「代理人」という。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下この章及び第49条において「開示請求」という。）をすることができる。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第28条 (略)

2 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第25条第1項の決定（以下この章において「開示決定」という。）に先立ち、その第三者に対し、議長が定めるところにより、開示請求に係るその第三者に関する情報の内容その他議長が定める事

通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、その第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1)・(2) (略)

3 (略)

(訂正請求権)

第32条 (略)

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下「訂正請求」という。）をすることができる。

3 (略)

(訂正請求の手続)

第33条 (略)

2 (略)

3 議長は、第1項の規定による書面に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(利用停止請求権)

第39条 何人も、自己を本人とする保有個人情報に次の各号のいずれかに該当すると考えるときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、各本号に定める処置を請求することがで

項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、その第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1)・(2) (略)

3 (略)

(訂正請求権)

第32条 (略)

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下この章及び第49条において「訂正請求」という。）をすることができる。

3 (略)

(訂正請求の手続)

第33条 (略)

2 (略)

3 議長は、第1項の規定による書面に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下この章において「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(利用停止請求権)

第39条 何人も、自己を本人とする保有個人情報に次の各号のいずれかに該当すると考えるときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、各本号に定める処置を請求することがで

きる。ただし、その保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

(1)・(2) (略)

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下「利用停止請求」という。）をすることができる。

3 (略)

(利用停止請求の手續)

第40条 (略)

2 (略)

3 議長は、第1項の規定による書面に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等)

第49条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定に資する情報の提供その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な処置をとるものとする。

きる。ただし、その保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下この章において「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

(1)・(2) (略)

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下この章及び第49条において「利用停止請求」という。）をすることができる。

3 (略)

(利用停止請求の手續)

第40条 (略)

2 (略)

3 議長は、第1項の規定による書面に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下この章において「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等)

第49条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な処置をとるものとする。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。